

日本史 女性史 確認問題集

全19問 / 解答・解説は後半

名前

記事「日本史 女性史の流れ | 女性天皇から参政権・男女平等の法まで整理」を読んだあとに解く問題集です。答えを書いてから後半の解答・解説で確かめ、間違えた問題は解説にある記事の節を読み直してください。

第1部 一問一答

問いに当てはまる語句を答えなさい。

- 1 卑弥呼の死後、男の王では国がおさまらなかったため王に立てられた、卑弥呼の一族の13歳の娘は誰か。

- 2 夫の天武天皇の死後、即位しないまま政治をとり、690年に即位した女性天皇は誰か。

- 3 律令制で、調・庸・雜徭や兵役を負担した21歳から60歳の成年男子を何というか。

- 4 天皇の母方の祖父や親族のように、母方の親族を何というか。

- 5 藤原道長の娘である中宮彰子に仕え、『源氏物語』を書いた女性是谁か。

- 6 源頼朝の妻で、承久の乱のときに御家人に幕府の恩を説いて結束させ、尼將軍と呼ばれた女性是谁か。

- 7 妻が夫の家に入る婚姻の形式を何というか。

- 8 江戸時代、庶民の離婚の際に夫から妻へ渡された離縁状は、書き方の慣習から何と呼ばれたか。

- 9 1899年に出され、道府県に女子の中等教育機関の設置を義務づけた勅令は何か。

- 10 1898年に施行された明治民法で、戸主の地位と財産を1人が受け継ぐ制度を何というか。

第2部 正誤問題

次の文ア～エのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

11 古代の女性について。

- ア 卑弥呼は239年に魏に使いを送り、親魏倭王の称号を授かった。
- イ 推古天皇は、確実な記録が残る最初の女性天皇である。
- ウ 律令制では、口分田は男子にだけ支給された。
- エ 皇極天皇は、のちに斉明天皇として再び位についた。

12 中世・近世の女性について。

- ア 鎌倉時代の分割相続では、女子も所領を分けて受け継いだ。
- イ 一期分は、女子が受け継いだ所領を自由に自分の子へ譲れるしくみである。
- ウ 室町時代には、嫡子による単独相続が確立した。
- エ 江戸時代、妻が駆け込んで一定期間過すと離婚が認められる縁切寺があった。

13 近代の女性と政治について。

- ア 1890年の集会及政社法は、女性の政談集会への参加や政治結社への加入を禁じた。
- イ 1900年の治安警察法は、第5条で女性の政治活動を禁じた。
- ウ 1922年の治安警察法第5条の改正で、女性の政治結社への加入が認められた。
- エ 1924年に婦人参政権獲得期成同盟会が結成された。

14 戦後の女性について。

- ア 1945年の衆議院議員選挙法の改正で、満20歳以上の男女に選挙権が認められた。
- イ 1946年の戦後初の総選挙で、39人の女性議員が誕生した。
- ウ 1947年の民法改正で、戸主権と家督相続が廃止された。
- エ 男女雇用機会均等法は、女子差別撤廃条約が採択された1979年に成立した。

第3部 年代の並べ替え

次のア～エを、古いものから年代順に並べなさい。

15 古代から近世の女性天皇の即位を年代順に並べなさい。

- ア 元明天皇が即位した。
- イ 明正天皇が位を継いだ。
- ウ 推古天皇が即位した。
- エ 持統天皇が即位した。

16 明治・大正の出来事を年代順に並べなさい。

- ア 青鞆社が結成された。
- イ 津田梅子らがアメリカへ留学した。
- ウ 新婦人協会が結成された。
- エ 治安警察法が出された。

17 戦後の出来事を年代順に並べなさい。

- ア 男女共同参画社会基本法が公布・施行された。
- イ 民法が改正され、家督相続が廃止された。
- ウ 男女雇用機会均等法が成立した。
- エ 戦後初の総選挙で女性議員が当選した。

第4部 論述問題

次の問いに答えなさい。字数は目安です。

18 鎌倉時代から室町時代にかけて、女性の所領相続がどのように変化したかを、その理由にふれながら120字程度で説明しなさい。

19 戦前の女性の政治活動の制限と、それに対する運動、戦後の参政権の実現までを150字程度で説明しなさい。

日本史 女性史 確認問題集 解答・解説

第1部 一問一答

1 壺与（台与）

『魏志』倭人伝によると、壺与が王に立つと、ようやく国がおさまりました。表記は台与とも書きます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代

2 持統天皇

飛鳥浄御原令の施行、庚寅年籍の作成、藤原京への遷都が行われました。即位前に政治をとることを称制といいます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代

3 正丁

口分田は男女に支給されましたが、調・庸・雑徭などの重い負担は成年男子に課されました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代

4 外戚

皇子が母方で育てられることが多かったため、外戚は天皇に大きな影響力を持ちました。藤原氏はこの立場を生かして摂政・関白となりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

5 紫式部

中宮定子に仕えて『枕草子』を書いた清少納言と、仕えた后を取りちがえないようにしましょう。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

6 北条政子

実朝の死後は京都から九条頼経を迎えて後見となり、幕府の政治に深く関わりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉時代

7 嫁入婚

鎌倉時代ごろから広がり、武家社会の成熟とともに定着しました。家の求めが重んじられる婚姻でした。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉後期～室町時代

8 三行半

3行半で書く慣習から、この名で呼ばれました。受け取ると双方とも再婚できるようになりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代

9 高等女学校令

良妻賢母を目標とし、家事や裁縫などが重んじられ、男子の中学校とは教育の内容に差がありました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代

10 家督相続

男子が女子より優先され、普通は長男が継ぎました。1947年の民法改正で廃止されました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代、戦後

第2部 正誤問題

11 ウ

口分田は6歳以上の男女に支給され、女子の額は男子の3分の2でした。重い負担の調・庸・雑徭が成年男子に課されたこととの区別が問われます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代

12 イ

一期分は本人一代限りの相続で、死後は惣領に返す決まりでした。所領の細分化を防ぐために広がりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉後期～室町時代

13 ウ

1922年の改正で認められたのは政談集会への参加だけで、政治結社への加入は禁止のままでした。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代、大正～昭和戦前

14 エ

女子差別撤廃条約の採択は1979年ですが、男女雇用機会均等法の成立と日本の条約批准は1985年です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／戦後、高度経済成長期以後

第3部 年代の並べ替え

15 ウ→エ→ア→イ

推古天皇（592年）→持統天皇（690年）→元明天皇（707年）→明正天皇（1629年）の順です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代、江戸時代

16 イ→エ→ア→ウ

女子留学生の渡米（1871年）→治安警察法（1900年）→青鞈社（1911年）→新婦人協会（1920年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

17 エ→イ→ウ→ア

戦後初の総選挙（1946年）→民法の改正（1947年）→男女雇用機会均等法（1985年）→男女共同参画社会基本法（1999年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

第4部 論述問題

- 18** 解答例：鎌倉時代の武士は分割相続を行い、女子も所領を受け継いだ。しかし分割を繰り返すと所領が細くなるため、女子の所領を本人一代に限り死後は惣領に返す一期分が広がった。室町時代には嫡子の単独相続が確立し、女子への所領の譲与は行われなくなった。

採点のポイント：①分割相続で女子も相続したこと、②所領の細分化という理由、③一期分の内容、④単独相続の確立と女子の相続の後退、の4点が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉時代、鎌倉後期～室町時代、論述で使える要点

- 19** 解答例：政府は1890年の集会及政社法や1900年の治安警察法第5条で、女性の政談集会への参加や政治結社への加入を禁じた。これに対し新婦人協会が請願を重ね、1922年に政談集会への参加が認められた。続いて婦人参政権獲得期成同盟会が参政権を求めたが戦前には実現せず、1945年の選挙法改正で満20歳以上の男女に選挙権が認められた。

採点のポイント：①集会及政社法・治安警察法第5条による制限、②新婦人協会と1922年の改正（政談集会のみ）、③婦人参政権獲得期成同盟会、④1945年の選挙法改正、の4点が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代～戦後、論述で使える要点

記事：日本史 女性史の流れ | 女性天皇から参政権・男女平等の法まで整理 <https://lawcityblog.com/nihonshi-theme-josei/>
問題・解説は文系ラボのオリジナルです。無断転載を禁じます。